

よくある問い合わせ

●入所前（申請準備）

Q いつから申込みをすればよいでしょうか。

→入所希望月により提出期限が異なりますので、「保育所等入所申込みのしおり」をご確認いただき、期限までにご提出ください。

Q 入所決定前に保育料の額を教えてください。

→子育て支援課では、入所前の児童の世帯の所得について把握できないため、お伝えできません。市民税所得割額等が把握できる書類をご持参いただければ参考程度にお伝えすることは可能です。

Q 入所可能な園（入所枠のある園）について、教えてください。

→市が空いている園を把握するのは、提出期限後となるためお伝えできません。

また、直前になり、枠が空いたり・なくなることもあるので、確実でない情報をお伝えすることにより不利益を生じさせる恐れがあるためです。

Q 希望する園を多く記載することで、入所調整に影響はありますか。

→入所調整において、不利になることはありません。（向日市保育施設利用調整基準を参照）

保育の必要性認定・指数（優先順位）の高い児童から入所の決定をしておりますので、多くの園を希望していただくことにより、案内可能な園の数が増えることとなります。

ただし、入所決定後に辞退した場合、調整指数が下がります。必ず、通える範囲で申請をしてください。

Q 向日市以外の市町村に居住していますが、向日市内の保育所に入所できますか。

→向日市内の保育所に入所できるのは、向日市に居住し、住民登録されている児童です。

なお、申込時に、向日市外に居住している方でも、入所までに転入することが確実な方については、申込みしていただけます。

Q 入所が決まってから仕事を探したい場合も申請可能か。

→可能です。ただし、求職活動による入所承諾期間は3カ月となりますので、引き続き、利用を希望する場合は、就労証明書等の就労が確認できる書類をご提出ください。

Q 育休中ですが、新規で入所することは可能か。

→入所後も育休を継続される場合は、不可です。

入所が決定し、入所月中に復職される場合は、可能です。

Q なぜ自営業の基本指数が居宅外就労と比べて低いのか。

→既に就労されている根拠資料を提出していただければ、同じになるよう加点しております。居宅外就労の場合も就労開始前であれば減点していることを踏まえ、公平性を担保しております。

Q 当該年度の申込みに用いた就労証明書を、翌年度4月の申込みに使い回すことは可能か。

→不可です。翌年度4月の就労証明書を当該年度の申込みに使い回すことは可能です。

その場合は、各申込みに1部ずつ必要となるため、各家庭でコピー等してください。

●申請中

Q 就労の要件で申請したが、申請中に退職し、求職活動等の保育要件になった場合は、再度、申請し直す必要はあるか。

→新たに申請していただく必要はありませんが、保育要件等に変更が生じる場合は、速やかに子育て支援課に連絡していただくとともに、実際に「保育が必要な事由」に該当する書類をご提出ください。

なお、入所施設が内定したとしても、申請と異なる内容の場合は、取消しさせていただきますことがあります。

Q 申込み後に保育が不要になった場合は、手続きは必要ですか。

→速やかに「保育所等入所申込取下届」を提出してください。

●入所後

Q 仕事を辞めた場合は、退園しないといけないのか。

→仕事を辞めて、その他に保育が必要な事由（要件）がない場合は、保育所等は退所となります。

ただし、「保育が必要な事由」がある場合は、必要書類を提出されれば継続することが可能です。

Q 欠席した場合は、保育料等日割されますか。

→原則、日割で保育料等を算定することはありません。

Q 転職した場合は、就労証明書を提出する必要はありますか。

→転職に関わらず、就労場所や勤務時間等に変更が生じた場合は、就労証明書を提出してください。

Q 世帯状況に変更が生じた場合はどのような手続きが必要となりますか。

→既に保育園等を利用されている場合は、利用中の保育園等にお伝えいただき、必要書類を提出してください。

Q 就労しているが、疾病で休職している場合は、保育要件はどうなるのか。

→どのような事由で保育を必要とされているのかによるため、疾病により保育を必要とする場合は、疾病となります。

Q 転園の申請方法について知りたい。

→詳細については、「転園申込書の提出について」をご確認していただき、必要書類を提出してください。

転園先が内定した場合の取り下げは一切できません。

転園の意思がなくなった場合は、速やかに「保育所等転園申込取下届」を提出してください。